

## 第5 協立ビル入居者各位

仙台協立 管理事務所

平素は当社業務にご協力下さり、誠にありがとうございます。  
当ビル入居者様には、下記の項目を厳守頂きたくお願いいたします。

### 記

- 貴店舗前廊下に、発泡スチロール容器を用意され、氷受けとして下さい。（解氷水が床タイルを剥離させ、これが原因でタイルの修理をした場合は有料請求致します。）
- 店舗内のゴミ・ダンボール・発泡スチロール箱等の廃棄物は清掃公社名入りの袋に詰め、口元を結び、1階玄関脇の看板の所に閉店後整理してお出してください。 清掃公社名入りの袋以外では回収していかない為に、悪臭の発生と美観を損ねます。投棄発覚の場合は、清掃料金を請求致します。（尚、公社名入り袋は布袋屋<角の煙草店>にてご購入ください。）
- 各廊下、非常階段、踊り場等の共用部分には、歩行及び美観上支障を生じるような、ゴミ、ダンボール、自転車等を置くことのないよう、ご協力下さい。
- 店舗入口扉の鍵を変更・増設された時は速やかに、スペアキーを「仙台協立管理事務所」（国分町1丁目8番14号 協立第2ビル 1階）までお預け下さい。（諸官庁の査察及び緊急時、又は毎月のガス・水道使用料検針等に必要となります。）
- 郵便受けは、地階階段脇に、店舗名・階数等を明示して設置されております。定期的にご覧になりますようお願いいたします。
- 有線放送設備を使用する時は、（株）有線ブロードネットワーク・キャンシステム（株） 以外の使用は認めません。カラオケ集中管理システム設備を使用する時は、（株）東北第一興商 以外の使用は認めません。

※店舗内全ての物品（内装、電気器具、諸設備等）の改修、交換、修理等は、  
貴店の負担となります。

以上